

令和8年3月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

### 3月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第7号	八戸市立公民館長の任命について	1
議案第8号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長の任命について	3
議案第9号	八戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について	5
議案第10号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 施行規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第11号	市立学校の統合について	33

議案第7号

八戸市立公民館長の任命について  
八戸市立公民館長に別紙の者を任命する。

令和8年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

八戸市立公民館長の任期満了に伴う後任の館長を任命するためのものである。

公 民 館	氏 名
小 中 野 公 民 館	かみじょう ひでのぶ 上 條 秀 信
白 銀 公 民 館	なおいち やまご 種 市 八 重 子
鮫 公 民 館	そえしま ふみお 副 嶋 文 雄
上 長 公 民 館	しろいし てつし 白 石 哲 志
柏 崎 公 民 館	しよおげ みつひこ 正 部 家 光 彦
大 館 公 民 館	みね あきのり 峯 明 紀
下 長 公 民 館	ししど よしひこ 穴 戸 義 彦
吹 上 公 民 館	ながおち りつこ 永 渕 律 子
湊 公 民 館	おおくぼ のぶお 大 久 保 伸 夫
是 川 公 民 館	いちかわ みよこ 市 川 美 恵 子
館 公 民 館	しもとまい ゆりこ 下 斗 米 友 理 子
根 城 公 民 館	にしだて なおみ 西 館 尚 美
三 八 城 公 民 館	みうら かつよし 三 浦 勝 美
江 陽 公 民 館	たなべ なし 田 邊 隆
長 者 公 民 館	おがさわら なし 小 笠 原 嘉
田 面 木 公 民 館	みうら かずとし 三 浦 和 壽
市 川 公 民 館	すずき くみこ 鈴 木 久 美 子
南 浜 公 民 館	ふくし まさこ 福 士 政 子
根 岸 公 民 館	あらかき こういち 荒 木 興 一
白 銀 南 公 民 館	たなぶ としなり 田 名 部 俊 成
東 公 民 館	こいずみ こういち 小 泉 孝 一
白 山 台 公 民 館	しまづ あきら 嶋 津 明
南 郷 公 民 館	すとう じゅん 須 藤 淳

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

議案第 8 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長の任命について  
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長に別紙の者を任命する。

令和 8 年 3 月 25 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長の任期満了に伴う後任の館長を任命するためのものである。

氏 名	いしがめ じゅんいち 石亀 純悦
-----	---------------------

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

議案第9号

八戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市学校運営協議会規則を別紙のとおり制定する。

令和8年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

青森県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部改正に伴い、学校運営に関する基本的な方針の承認に係る規定の整備をするためのものである。

## 八戸市教育委員会規則第 号

### 八戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

八戸市学校運営協議会規則（令和6年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

八戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>



議案第10号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和8年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市教育委員会規則第 号

### 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第24条」を「第5条」に、「八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関し、」を「公務上の災害（条例第1条に規定する災害をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の手續その他条例の施行に関し」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第1条の2を削る。

第2条の見出しを「（災害の報告）」に改め、同条中「公務に基づくと認められる災害（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第2条に規定する災害をいう。以下同じ。）」を「公務上の災害」に改める。

第3条中「、書面又は口頭で条例第22条」を「条例第2条」に改める。

第3条の2から第7条までを削る。

第8条の見出しを「（補償の請求方法）」に改め、同条第1項中「法及び条例の規定により、補償（傷病補償を除く）」を「補償（現に受けている補償の額の変更を含む。第7条において同じ）」に、「次の各号に定める区分により補償の請求書を、」を「補償の請求書を速やかに」に改め、同項ただし書中「条例第4条第2項の規定により指定医療機関又は指定薬局」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第3条第2項の規定により教育委員会があらかじめ指定する医療機関又は薬局」に改め、同項各号を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（遺族補償年金の請求の代表者）

第5条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、併せて代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を

提出しなければならない。

第9条の前の見出しを「(補償の支給方法)」に改め、同条中「前条の規定による」を削り、「請求者に対して、その支給」を「請求者に書面でその決定」に改め、同条を第6条とし、第10条を第7条とする。

第11条第1項中「条例第5条の2第1項」を「政令第4条の2第1項」に改め、同条第2項中「条例第5条の2第4項」を「政令第4条の2第4項」に改め、同条第3項中「別表第2」を「政令第4条の2第1項第2号」に改め、同条を第8条とする。

第15条を第21条とする。

第14条中「(別記第8号様式)」を削り、同条を第20条とする。

第13条中「法及び条例の規定により」を削り、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給)

第19条 条例第4条の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、八戸市実費弁償条例(昭和28年八戸市条例第18号)の定めるところによる。

第12条を削る。

第8条の次に次の見出し及び9条を加える。

(年金証書)

第9条 教育委員会は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書を交付するものとする。

2 教育委員会は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付するものとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第10条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を紛失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に紛失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を教育委員会に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において紛失した証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

第11条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該証書を教育委員会に返納しなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第12条 政令第11条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 政令第11条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書及び年金証書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前2項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

(療養の現状等に関する報告)

第13条 教育委員会は、公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者から、同日後1月以内に、療養の現状等に関する報告書を提出させるものとする。

2 教育委員会は、公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日後において当該負傷又は疾病が治っていない者から、療養の現状等に関する報告書を提出させることができる。

(定期報告)

第14条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、その疾病の現状、障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関し、それぞれ傷病の現状報告書、障害の現状報告書又は遺族の現状報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第15条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア その負傷又は疾病が治った場合

イ その障害の程度に変更があった場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があった場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 政令第10条第1項(同項第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を

生じた場合

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき（政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は同号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなったとき（55歳以上であるときを除く。）。

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を教育委員会に提出しなければならない。

（年金たる補償の額を改定した場合の通知）

第16条 教育委員会は、年金たる補償の額の改定を行った場合には、当該年金たる補償の受給権者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

（過誤払による返還金債権への充当の通知）

第17条 教育委員会は、政令第17条の2の規定により、年金たる補償の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、その旨を、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該補償を受ける者に通知するものとする。

(1) 過誤払による返還金債権に係る年金たる補償の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額

(2) 支払うべき補償の種類、当該補償の支払金の金額及び当該金額のうち前号の金額に充当した金額

本則に次の1条を加える。

（書類の様式）

第22条 この規則に規定する書類の様式は、別に定める。

別表第1から別表第4までを削る。

別記第1号様式から別記第8号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、公務上の災害（条例第1条に規定する災害をいう。以下同じ。）に<u>対する補償（以下「補償」という。）の手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるもの</u>とす。</p> <p>(災害 の報告)</p> <p>第2条 八戸市立学校の校長（以下「校長」という。）は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について、公務上の災害</p> <p>_____が発生したときは、教育委員会に対し、次の事項を記入した書面によりその旨を速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、補償を受けようとする者に対し、速やかに<u>条例第2条</u>の規定による通知をしなければならぬ。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償<u>に関し、</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(年齢階層並びに補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)</p> <p>第1条の2 条例第2条の2第1項及び第2条の3第1項の八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める年齢階層ごとの長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(災害発生 の報告)</p> <p>第2条 八戸市立学校の校長（以下「校長」という。）は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について、公務に基づくと認められる災害（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第2条に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生したときは、教育委員会に対し、次の事項を記入した書面によりその旨を速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、補償を受けようとする者に対し、速やかに<u>書面又は口頭で条例第22条の規定による通知を</u>しなければならぬ。</p>

(休業補償を行わない場合)

第3条の2 条例第5条ただし書の教育委員会が定める場合は、拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている場合、労務場留置の言渡しを受けて労務場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。

(障害者支援施設に準ずる施設)

第3条の3 条例第7条の2第1項第3号の教育委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

ム

(2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第39条に規定する施設(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。)

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和44年法律第283号)第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。)

(傷病等級)

第4条 条例第5条の2第1項第2号の教育委員会規則で定める傷病等級は、別表第2に定めるところによる。

(障害等級に該当する障害)

第5条 条例第6条第2項の教育委員会規則で定める各障害等級に該当する障害は、別表第3に定めるところによる。

2 別表第3に掲げられていない障害であって、同表に掲げる各障害等級に該当する

障害に相当すると認められるものは、同表に掲げられている当該障害等級に該当する障害とする。

(介護補償に係る障害)

第6条 条例第7条の2第1項の教育委員会規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第4に定めるところによる。

2 条例第7条の2第2項第1号に規定する常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものは、別表第4常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかとする。

3 条例第7条の2第2項第3号に規定する随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものは、別表第4随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかとする。

(遺族補償年金に係る遺族の障害の状態)

第7条 条例第9条第1項第4号の教育委員会規則で定める障害の状態は、身体若しくは精神に第7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は自傷若しくは病気が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

(補償請求の手続)

第8条 法及び条例の規定により、補償（傷病補償を除く。）を受けようとする者は、次の各号に定める区分により補償の請求書を、学校医等の所属学校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、条例第4条第2項の規定により指定医療機関又は指定薬局

\_\_\_\_\_において療養の給付を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

(1) 療養補償の請求については、療養補償請求書（別記第1号様式）

(2) 休業補償の請求については、休業補償請求書（別記第2号様式）

(3) 障害補償の請求については、障害補償年金・一時金請求書（別記第3号様式）

(補償の請求方法)

第4条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。第7条において同じ。）を受けようとする者は、補償の請求書を速やかに \_\_\_\_\_ 学校医等の所属学校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第3条第2項の規定により教育委員会があらかじめ指定する医療機関又は薬局において療養の給付を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

- (4) 介護補償の請求については、介護補償請求書（別記第4号様式）
  - (5) 遺族補償年金の請求については、遺族補償年金請求書（別記第5号様式）
  - (6) 遺族補償一時金の請求については、遺族補償一時金請求書（別記第6号様式）
  - (7) 葬祭補償の請求については、葬祭補償請求書（別記第7号様式）
- 2 遺族補償年金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 学校医等の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡を証明することのできる書類又はその写
  - (2) 遺族補償年金を受けべき者の氏名、本籍及び学校医等との続柄又は関係する市町村長の発行する証明書（戸籍謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本をもって代えることを妨げない。）並びに学校医等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
  - (3) 遺族補償年金を受けべき者が婚姻の届出をしないが、学校医等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
  - (4) 遺族補償年金を受けべき者が配偶者以外の者であるときは、条例第9条第3項に規定する先順位者のないことを証明することのできる書類
- 3 遺族補償一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 前項第1号に規定する書類
  - (2) 遺族補償一時金を受けべき者の氏名、本籍及び学校医等との続柄又は関係に関する市町村長の発行する証明書（戸籍謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本をもって代えることを妨げない。）
  - (3) 遺族補償一時金を受けべき者が婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
  - (4) 遺族補償一時金を受けべき者が条例第14条第1項第2号又は第3号の規定に該当する者であるときは、学校医等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

- (5) 遺族補償一時金を受けるべき者が配偶者以外の者であるときは、条例第14条第2項に規定する先順位者のないことを証明することのできる書類
- (6) 遺族補償一時金を受けるべき者が条例第14条第3項に規定する特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

(補償の支払方法)

第9条 教育委員会は、前条の規定による補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補助金額の決定を行い、速やかに、請求者に対して、その支給に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

第10条 (略)

(傷病補償年金の支給の決定等)

第11条 教育委員会は、学校医等が条例第5条の2第1項に規定する場合に該当することとなったときは、速やかに傷病補償年金の支給の決定を行い、当該学校医等に対して、その支給に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

2 教育委員会は、傷病補償年金の支給を受けている者が条例第5条の2第4項に規定する場合に該当することとなったときは、速やかに該当するに至った傷病の等級に応ずる傷病補償年金の支給の決定を行い、当該傷病補償年金を受けている者に対して、その支給に関する通知をしなければならない。

3 教育委員会は、傷病補償年金の支給を受けている者の障害の程度が別表第2

(遺族補償年金の請求の代表者)

第5条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、併せて代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第6条 教育委員会は、補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補助金額の決定を行い、速やかに請求者に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

第7条 (略)

(傷病補償年金の支給の決定等)

第8条 教育委員会は、学校医等が政令第4条の2第1項に規定する場合に該当することとなったときは、速やかに傷病補償年金の支給の決定を行い、当該学校医等に対して、その支給に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

2 教育委員会は、傷病補償年金の支給を受けている者が政令第4条の2第4項に規定する場合に該当することとなったときは、速やかに該当するに至った傷病の等級に応ずる傷病補償年金の支給の決定を行い、当該傷病補償年金を受けている者に対して、その支給に関する通知をしなければならない。

3 教育委員会は、傷病補償年金の支給を受けている者の障害の程度が政令第4条の

2 第1項第2号に定める傷病の等級に該当しなくなったときは、当該傷病補償年金を受けている者に対して、その旨の通知をしなければならない。

(年金証書)

第9条 教育委員会は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書を交付するものとする。

2 教育委員会は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付するものとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めるところができる。

第10条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を紛失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に紛失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を教育委員会に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において紛失した証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

第11条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該証書を教育委員会に返納しなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第12条 政令第11条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 政令第11条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書及び年金証書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前2項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

\_\_\_\_\_に定める傷病の等級に該当しなくなったときは、当該傷病補償年金を受けている者に対して、その旨の通知をしなければならない。

(療養の現状等に関する報告)

第13条 教育委員会は、公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者から、同日後1月以内に、療養の現状等に関する報告書を提出させるものとする。

2 教育委員会は、公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後において当該負傷又は疾病が治っていない者から、療養の現状等に関する報告書を提出させることができる。

(定期報告)

第14条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、その疾病の現状、障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関し、それぞれ傷病の現状報告書、障害の現状報告書又は遺族の現状報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第15条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
- (2) 傷病補償年金を受ける者においては、次に掲げる場合
  - ア その負傷又は疾病が治った場合
  - イ その障害の程度に変更があった場合
- (3) 障害補償年金を受ける者においては、その障害の程度に変更があった場合
- (4) 遺族補償年金を受ける者においては、次に掲げる場合

ア 政令第10条第1項（同項第1号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻（婚姻の届出をしていないが、事実上

婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けられることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき(政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態であるときを除く。)又は同号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなるとき(55歳以上であるときを除く。)

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を教育委員会に届けなければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を教育委員会に提出しなければならない。

(年金たる補償の額を改定した場合の通知)

第16条 教育委員会は、年金たる補償の額の改定を行った場合には、当該年金たる補償の受給権者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

(過誤払による返還金債権への充当の通知)

第17条 教育委員会は、政令第17条の2の規定により、年金たる補償の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当たるときは、その旨を、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該補償を受ける者に通知するものとする。

(1) 過誤払による返還金債権に係る年金たる補償の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額

(2) 支払うべき補償の種類、当該補償の支払金の金額及び当該金額のうち前号の金額に充当した金額

(校長の助力及び証明)

第18条 \_\_\_\_\_ 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により補償の請求に必要な手続を行うことが困難であるときは、学校医等の所属学校の校長

(法令等の周知)

第12条 教育委員会は、法、条例及びこの規則の要旨並びに指定薬局の名称及び所在地を、掲示その他適当な方法によって、学校医等に周知しなければならない。

(校長の助力及び証明)

第13条 法及び条例の規定により補償を受けるべき者が、事故その他の理由により補償の請求に必要な手続を行うことが困難であるときは、学校医等の所属学校の校長



70歳以上	4,200円	13,975円
別表第2 (第4条、第11条関係)		
<u>傷病等級</u>	<u>障害の状態</u>	
第1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明しているもの</li> <li>2 <u>聴覚</u>及び<u>言語</u>の機能を廃しているもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</li> <li>4 <u>胸部</u>臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</li> <li>5 <u>両上肢</u>をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>6 <u>両上肢</u>の用を全廃しているもの</li> <li>7 <u>両下肢</u>をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>8 <u>両下肢</u>の用を全廃しているもの</li> <li>9 <u>前各号</u>に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</li> </ul>	
第2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.02以下になっているもの</li> <li>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、<u>随時</u>介護を要するもの</li> <li>3 <u>胸部</u>臓器の機能に著しい障害を有し、<u>随時</u>介護を要するもの</li> <li>4 <u>両上肢</u>を手関節以上で失ったもの</li> <li>5 <u>両下肢</u>を足関節以上で失ったもの</li> <li>6 <u>前各号</u>に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</li> </ul>	
第3級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの</li> <li>2 <u>聴覚</u>又は<u>言語</u>の機能を廃しているもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に<u>労務</u>に服することができないもの</li> <li>4 <u>胸部</u>臓器の機能に著しい障害を有し、常に<u>労務</u>に服することができないもの</li> <li>5 <u>両手の手指</u>の全部を失ったもの</li> <li>6 <u>第3号</u>及び<u>第4号</u>に定めるもののほか、常に<u>労務</u>に服することができ</li> </ul>	

	ないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
別表第3 (第5条関係)	
<u>障害等級</u>	<u>障害</u>
第1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明したもの</li> <li>2 吐瀉及び言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>4 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>6 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>8 両下肢の用を全廃したもの</li> </ul>
第2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>4 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>5 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>6 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ul>
第3級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 吐瀉又は言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>4 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>5 両手の手指の全部を失ったもの</li> </ul>
第4級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.06以下になったもの</li> </ul>

	<p>2 <u>しゃべり</u>及び<u>言語の機能に著しい障害を残すもの</u></p> <p>3 <u>両耳の聴力を全く失ったもの</u></p> <p>4 <u>一上肢をひじ関節以上で失ったもの</u></p> <p>5 <u>一下肢をひざ関節以上で失ったもの</u></p> <p>6 <u>両手の手指の全部の用を廃したのもの</u></p> <p>7 <u>両足をリスフラン関節以上で失ったもの</u></p>
<p><u>第5級</u></p>	<p>1 <u>一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</u></p> <p>2 <u>神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の<u>労務に服することができないもの</u></u></p> <p>3 <u>胸部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の<u>労務に服することができないもの</u></u></p> <p>4 <u>一上肢を手関節以上で失ったもの</u></p> <p>5 <u>一下肢を足関節以上で失ったもの</u></p> <p>6 <u>一上肢の用を全廃したもの</u></p> <p>7 <u>一下肢の用を全廃したもの</u></p> <p>8 <u>両足の足指の全部を失ったもの</u></p>
	<p><u>第6級</u></p> <p>1 <u>両眼の視力が0.1以下になったもの</u></p> <p>2 <u>しゃべり</u>又は<u>言語の機能に著しい障害を残すもの</u></p> <p>3 <u>両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度にな<u>ったもの</u></u></p> <p>4 <u>一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離で<u>は普通の話し声を解することができない程度になったもの</u></u></p> <p>5 <u>脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</u></p> <p>6 <u>一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したのもの</u></p> <p>7 <u>一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したのもの</u></p>

第7級	<p>8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの</p> <p>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解すること とができない程度になったもの</p> <p>3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通 の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服す ることができないもの</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服すること ができないもの</p> <p>6 一手の母指を含み三の手指を失ったもの又は母指以外の四の手指を失 ったもの</p> <p>7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したのもの</p> <p>8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>10 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したのもの</p> <p>12 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側の鞏丸を失ったもの</p>
第8級	<p>1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 一手の母指を含み二の手指を失ったもの又は母指以外の三の手指を失 ったもの</p> <p>4 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指 の用を廃したもの</p> <p>5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p>

<p>6 一 上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの</p> <p>7 一 下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの</p> <p>8 一 上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 一 下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 一 足の足指の全部を失ったもの</p>	<p>第9級</p> <p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 一眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭<sup>ま</sup>窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀嚼<sup>くわく</sup>及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>9 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</p> <p>13 一手の母指を含み二の手指の用を廃したものは母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</p> <p>15 一足の足指の全部の用を廃したもの</p>
---	---

	<p>16 <u>外貌に相当程度の醜状を残すもの</u></p> <p>17 <u>生殖器に著しい障害を残すもの</u></p>
<p>第10級</p>	<p>1 <u>一眼の視力が0.1以下になったもの</u></p> <p>2 <u>正面視で複視を残すもの</u></p> <p>3 <u>咽喉又は言語の機能に障害を残すもの</u></p> <p>4 <u>十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</u></p> <p>5 <u>両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</u></p> <p>6 <u>一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</u></p> <p>7 <u>一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したのもの</u></p> <p>8 <u>一下肢を3センチメートル以上短縮したもの</u></p> <p>9 <u>一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</u></p> <p>10 <u>一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p> <p>11 <u>一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p>
<p>第11級</p>	<p>1 <u>両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</u></p> <p>2 <u>両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</u></p> <p>3 <u>一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</u></p> <p>4 <u>十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</u></p> <p>5 <u>両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</u></p> <p>6 <u>一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</u></p> <p>7 <u>脊柱に変形を残すもの</u></p> <p>8 <u>一手の示指、中指又は環指を失ったもの</u></p>

	<p>9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃した<u>もの</u></p> <p>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障がある<u>もの</u></p>
第12級	<p>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残す<u>もの</u></p> <p>2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残す<u>もの</u></p> <p>3 七歯以上に対し歯科補綴を加えた<u>もの</u></p> <p>4 一耳の耳殻の大部分を欠損した<u>もの</u></p> <p>5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残す<u>もの</u></p> <p>6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残す<u>もの</u></p> <p>7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残す<u>もの</u></p> <p>8 長管骨に変形を残す<u>もの</u></p> <p>9 一手の小指を失った<u>もの</u></p> <p>10 一手の示指、中指又は環指の用を廃した<u>もの</u></p> <p>11 一足の第二の足指を失った<u>もの</u>、第二の足指を含み二の足指を失った<u>もの</u>又は第三の足指以下の三の足指を失った<u>もの</u></p> <p>12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃した<u>もの</u></p> <p>13 局部に頑固な神経症状を残す<u>もの</u></p> <p>14 外貌に醜状を残す<u>もの</u></p>
第13級	<p>1 一眼の視力が0.6以下になった<u>もの</u></p> <p>2 正面視以外で複視を残す<u>もの</u></p> <p>3 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残す<u>もの</u></p> <p>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残す<u>もの</u></p> <p>5 五歯以上に対し歯科補綴を加えた<u>もの</u></p> <p>6 胸腹部臓器の機能に障害を残す<u>もの</u></p> <p>7 一手の小指の用を廃した<u>もの</u></p>

	<p>8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>11 一足の第二の足指の用を廃したものと、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>
第14級	<p>1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっつけばげを残すもの</p> <p>2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</p> <p>9 局部に神経症状を残すもの</p>

別表第4 (第6条関係)

介護を要する状態	障害
常時介護を要する状態	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 別表第2第1級の項第3号又は別表第3第1級の項第3号に該当する障害</li> <li>2 別表第2第1級の項第4号又は別表第3第1級の項第4号に該当する障害</li> <li>3 前2号に掲げるもののほか、別表第2第1級の項又は別表第3第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</li> </ol>
随時介護を要する状態	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 別表第2第2級の項第2号又は別表第3第2級の項第3号に該当する障害</li> <li>2 別表第2第2級の項第3号又は別表第3第2級の項第4号に該当する障害</li> <li>3 別表第2第1級の項又は別表第3第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</li> </ol>

別記第1号様式～別記第8号様式 (略)



議案第11号

市立学校の統合について  
市立学校を別紙のとおり統合する。

令和8年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

鮫小学校に金浜小学校を統合するものである。

1 鮫小学校に金浜小学校を統合する。

(1)統合する時期 令和9年4月1日

(2)統合後の通学区域 現在の鮫小学校及び金浜小学校の通学区域とする。

